

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	偽りその他不正の行為により保険料等の徴収を免れた者への過料	
根拠法令等及び条項	栃木市後期高齢者医療に関する条例第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市後期高齢者医療に関する条例第8条
	参考事項	高齢者の医療の確保に関する法律第4章
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正の行為により保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律第4章の規定による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者</p> <p>2 処分内容 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料</p>	